

長野県環境影響評価条例の改正案について

1 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の一部改正の概要

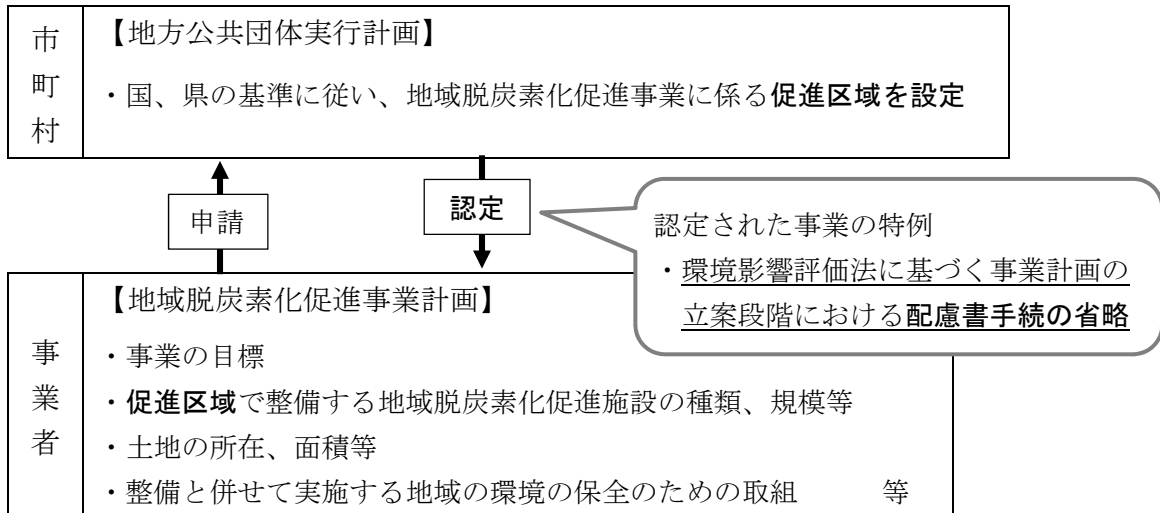
(1) 主な改正内容

- ア パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- イ 地域の再エネを活用した脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設
- ウ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

(2) 温対法改正による環境影響評価法の特例

ア 地域脱炭素化促進事業(※)を行おうとする事業者が、その実施に関する計画を作成し、当該計画が市町村の地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができる制度を導入。

イ 認定を受けた事業には、環境影響評価法に基づく配慮書手続を省略する特例を適用。

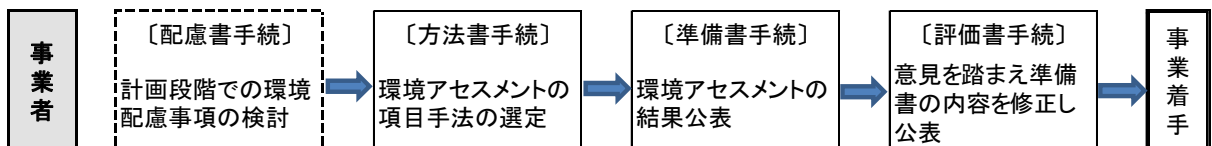


※太陽光、中小水力等の再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業。

2 長野県環境影響評価条例の一部改正案の概要

温対法の一部改正に合わせ、事業者が市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う太陽光発電所、中小水力発電所等の整備については、配慮書手続を要しないものとする。

【参考】環境影響評価手続の流れ



3 施行期日

令和4年4月1日